

見解

2022年改正博物館法を受けて
今後の博物館制度のあり方について



令和5年（2023年）9月27日

日本学術会議

史学委員会

博物館・美術館等の組織運営に関する分科会

この見解は、日本学術会議史学委員会博物館・美術館等の組織運営に関する分科会の審議結果を取りまとめ公表するものである。

日本学術会議史学委員会博物館・美術館等の組織運営に関する分科会

委員長	芳賀 満	(第一部会員)	東北大学高度教養教育・学生支援機構教授
副委員長	木俣 元一	(連携会員)	名古屋大学名誉教授
幹事	瀬谷 愛	(連携会員)	東京国立博物館学芸研究部列品管理課登録室 貸与特別観覧室長
幹事	松田 陽	(連携会員)	東京大学大学院人文社会系研究科准教授
	秋山 聰	(連携会員)	東京大学大学院人文社会系研究科教授
	池上 裕子	(連携会員)	神戸大学大学院国際文化学研究科教授
	小佐野 重利	(連携会員)	東京大学名誉教授・同大学院新領域創成科学 研究科特任研究員
	小津 稚加子	(連携会員)	九州大学大学院経済学研究院教授
	菊地 芳朗	(連携会員)	福島大学行政政策学類教授
	佐藤 宏之	(連携会員)	東京大学名誉教授・同大学院人文社会系研究科 次世代人文学開発センター特任研究員
	來田 享子	(連携会員)	中京大学スポーツ科学部教授
	渡辺 晋輔	(連携会員)	国立西洋美術館学芸課長
	橋本 佳延	(連携会員 (特任))	兵庫県立人と自然の博物館主任研究員

本見解及び参考資料の作成に当たり、以下の方々にご協力いただいた。

栗原 祐司	京都国立博物館副館長
佐々木 秀彦	東京都歴史文化財団事務局企画担当課長
井上 由佳	明治大学准教授
栗田 秀法	名古屋大学教授
金山 喜昭	法政大学教授
佐久間 大輔	大阪市立自然史博物館学芸課長
稲畑 航平	文化庁企画調整課課長補佐
川口 雅子	国立西洋美術館学芸課情報資料室室長

(時間軸順 肩書きは分科会出席当時又は公開シンポジウム当時のものである。)

本見解の作成にあたり、以下の職員が事務を担当した。

増子 則義	参事官（審議第一担当）（令和5年4月まで）
根来 恭子	参事官（審議第一担当）（令和5年5月から）
山田 寛	参事官（審議第一担当）付参事官補佐（令和5年3月まで）
若尾 公章	参事官（審議第一担当）付参事官補佐（令和5年4月から）
昨間 美里	参事官（審議第一担当）付審議専門職

要 旨

1 我が国における博物館制度の沿革～見解作成の背景～

「博物館法」は1951年12月に制定され、保護・助成に値する博物館の登録制度や学芸員資格等が規定された。1955年7月に「博物館法」が改正され、博物館相当施設の規定が追加された。一方、1950年には「文化財保護法」が制定された。国立博物館（現・独立行政法人国立文化財機構の国立館）は、同法にその設置根拠を置く。つまり日本の博物館を代表しそれを牽引する国立博物館は、「博物館法」が定める「博物館」ではない。このような我が国の博物館制度の大きな欠陥は度々指摘されてきた。しかし2008年の博物館法改正に際しても登録博物館制度や学芸員資格等に係る不備の抜本的解消には至らなかった。

2 2022年改正博物館法に関して～現状及び問題点～

2022年に再び博物館法が改正され、法の目的に、文化芸術基本法の本質に基づくことが追加された。また登録要件が見直され、博物館の設置者要件は撤廃され、法人類型にかかわらず登録できるようになった。登録審査に当たっては、博物館資料の収集・保管・展示及び調査研究をも行う体制の基準に基づいて審査することとし、この基準の詳細は都道府県等教育委員会が定めることとされた。さらに登録審査の手続等も見直され、都道府県等教育委員会は登録を行う場合には学識経験を有する者の意見を聴かなければならない等となった。しかしこの法改正を経ても、1951年の制定以来博物館法に規定される登録博物館制度の構造的な不備や学芸員資格等の課題は是正されずに存続している。

3 今後の博物館制度のあり方について

(1) 博物館登録制度の一本化

1955年の改正博物館法以来変わらず「国立館」は「博物館相当施設」とされるが、新たな登録制度で「登録博物館」として一本化されるべきである。

(2) 登録基準

多様な設置主体に対応しつつ、全国的に一律の、また時間を経ても一貫したレベルと質が保証されなければならない。博物館全体に通底する共通基準と館種ごとの特定基準がなければならない。このような審査基準の策定と審査の正当性を検証し、博物館に助言を与える第三者機関の設置が必要である。

(3) 博物館の質の向上のための学芸員制度改正

専門性、現場経験を重視しチーム力向上のために「専門学芸員」、「総合学芸員」を設定し、全ての学芸員を研究者として認定する。各種の専門職能の配置が必要である。

目 次

1	我が国における博物館制度の沿革～見解作成の背景～	1
2	2022年度改正博物館法に関して～現状及び問題点～	3
3	見解	5
(1)	博物館登録制度に関して	6
①	博物館登録制度の一本化	6
ア	背景	6
イ	「2022年改正博物館法」～設置者要件は緩和も、「登録」「指定」の枠組みは存続	7
ウ	博物館登録制度一本化をめぐる議論の現状	7
エ	博物館政策という国の文化政策の必要性	8
②	博物館登録基準と審査体制	10
ア	「2022年改正博物館法」—登録基準と審査体制	10
イ	登録基準の重要性の増大～多様な設置主体への対応と登録取消しへの対応	11
ウ	文化国策としての登録審査のレベルと質の保証～共時的地理的一律性と経時的一貫性の担保	11
エ	博物館全体に通底する共通基準と、館種ごとの特定基準	13
オ	社会的信望、外形的でない要素等	14
カ	登録審査に当たっての審査側の留意事項	15
キ	博物館の統合及び廃止（「博物館仕舞い」）に関わる留意事項	15
ク	新・登録基準案	15
(2)	学芸員制度改正に関して～博物館の質の向上のために	17
①	研究機関指定基準の柔軟化と学芸員の専門性の重視	17
②	「2022年改正博物館法」及び文化庁公布通知の留意事項	18
③	学芸員の現状	19
④	「2020年文化観光推進法」が期待する高度に専門的な学芸員	19
⑤	「2022年改正博物館法」～学芸員の負担増の危惧	20
⑥	学芸員の種別の拡充～専門性の確保	20
⑦	専門性、現場経験、チーム力の重視としての「専門学芸員」、「総合学芸員」	21
<参考資料1>	我が国における博物館制度の沿革	22
<参考資料2>	第23期本分科会、提言『21世紀の博物館・美術館のあるべき姿—博物館法の改正へ向けて』、2017年7月発出	26
<参考資料3>	第24期本分科会、提言『博物館法改正へ向けての更なる提言～2017年提言を踏まえて～』、2020年8月発出	27
<参考資料4>	文化庁文化審議会博物館部会「法制度の在り方に関するワーキンググループ」、2021年1月設置	28
<参考資料5>	文化庁文化審議会博物館部会とその「法制度の在り方に関するワーキング	

グループ」における審議及び答申『博物館法制度の今後の在り方について』 （文化審議会 2021 年 12 月 20 日）	29
<参考資料 6>2022 年 4 月「博物館法の一部を改正する法律案」（「2022 年改正博物館法」）	32
<参考資料 7>博物館・美術館等の組織運営に関する分科会審議経過	34

1 我が国における博物館制度の沿革～見解作成の背景～

我が国における博物館制度の沿革全体については末尾の資料（＜参考資料1＞）に譲り、ここではポイントのみに言及する。

登録博物館制度や学芸員資格等について規定した「博物館法」（以下「1951年博物館法」と称す）は1951年12月に制定された。博物館を社会教育施設として位置づけ、地方公共団体または公益法人が設置し、教育委員会の登録を受けたものを「博物館」とする制度であり、保護・助成に値する博物館の選別が登録制度によって成された。1955年7月には「博物館法」が改正され（「1955年改正博物館法」）、国立博物館をはじめその他の施設を「博物館相当施設」として指定することができる規定が追加された。

一方、1950年には「文化財保護法」が制定された。同法によって文化財保護行政を所掌する文化財保護委員会が文部省の外局として設置され、国立博物館（現・独立行政法人国立文化財機構の国立館）はその附属機関となった。この制定経緯や法制度の齟齬の結果、国立博物館は博物館法の定める「博物館」としていまだに位置づけられていない。

1993～2001年の第一次地方分権改革で「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（1999年7月制定）、2006年からの第二次地方分権改革で2011年以降13回にわたり「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関連法律の整備に関する法律」が制定され、中央集権的行政が見直され地方分権国策が進み、様々な全国一律基準が撤廃され博物館制度も地方分権が基本となる。

文部科学省に設置された「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」の報告書『新しい時代の博物館制度の在り方について』（2007年6月）や同会議の第2次報告書『学芸員養成の充実方策について』（2009年2月）で既に、登録基準、実質的な活動内容の審査、設置者要件の撤廃等といった博物館登録制度の見直しが提言された。

2008年に博物館法が改正（「2008年改正博物館法」）された。しかし登録博物館制度や学芸員資格等にかかわる不備の抜本的な改正には至らなかった。

2017年6月に「文化芸術振興基本法」が「文化芸術基本法」と改称・改正された。文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用しようとする法で、博物館の社会的役割はより重要なものと位置づけられた。

文化と産業・観光業等他分野が一体となって新たな価値を創出し、創出された価値が、文化芸術の保存・継承や新たな創造等に対して効果的に再投資されることにより、自立的・持続的に発展していくメカニズムの形成を目的とし2017年12月に「文化経済戦略」が策定され、2018年8月には「文化経済戦略アクションプラン」が策定され¹、博物館の役割は極めて大きいとされた。

2018年6月には「文化財保護法」が「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案」（「2018年改正文化財保護法」）によって改正され、文化財を保存しながら活用する「保存と活用」との活用重視へとシフトし、都道府県による「文化財保存活用大綱」や市町村による「文化財保存活用地域計画」の策定が制度化された。

¹ https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/bunka_keizai/index.html（閲覧日 2023年8月16日）

2020年4月に「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」（「2020年文化観光推進法」）が制定され、文化の振興、観光の振興、地域の活性化をつなげることが目的とされた。

2019年11月に文化庁の文化審議会に博物館部会が設置され、その下に2021年2月に「法制度の在り方に関するワーキンググループ」が設置され（＜参考資料4＞）、文化審議会は2021年12月20日に答申『博物館法制度の今後の在り方について』を発出した。

2 2022年度改正博物館法に関して～現状及び問題点～

2021年8月に文部科学大臣から「これからの時代にふさわしい博物館制度の在り方について」の諮問がなされ、文化庁文化審議会博物館部会とその下に設置された「法制度の在り方に関するワーキンググループ」は審議を重ね、文化審議会は答申『博物館法制度の今後の在り方について』（2021年12月20日）（以下、『答申』という。）を取りまとめた（＜参考資料5＞）。

上記『答申』の内容を踏まえ、2022年2月22日に閣議決定され同日に閣議提出法律案（閣法番号第31号）として第208回国会に「博物館法の一部を改正する法律案」（「2022年改正博物館法」）が提出²された（＜参考資料6＞）。提出理由は「博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、博物館の登録の要件等の見直し、博物館の設置者に対する都道府県教育委員会の勧告及び命令等の制度の創設、学芸員補の資格の要件の見直し等を行う必要がある」である³。本法律の主な内容は以下である。

- (1) 博物館法の目的に、文化芸術基本法の本質に基づくことを追加する。
- (2) 博物館が行う事業に、博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること並びに学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うことを追加する。
- (3) 博物館は、他の博物館等との間において、資料の相互貸借等を通じ、相互に連携を図りながら協力するよう努めるとともに、地方公共団体等の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力し、地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光その他の活動の推進を図り、もって地域の活力の向上に寄与するよう努めるものとする。
- (4) 登録の申請に係る博物館の設置者は次のいずれかに該当すること、つまり（1）地方公共団体又は地方独立行政法人、（2）博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること及び博物館の運営を担当する役員が必要な知識又は経験を有すること等の要件に該当する法人（国及び独立行政法人を除く）、とされた（第十三条第一項第一号関係）。同時に、登録の申請に係る博物館は、博物館資料の収集、保管及び展示並びに調査研究を行う体制等が、都道府県、又は指定都市の教育委員会（「都道府県等教育委員会」）の定める基準に適合するもの等であることとする。つまり「1951年博物館法」以来、美術館や動物園、水族館等を含む全国の博物館施設のうち、博物館法に登録できるのは自治体や一般社団法人、一般財団法人、宗教法人等が設置した施設のみであったが、「2022年改正博物館法」では、国と独立行政法人を除く、いかなる法人が設置した施設でも登録できるようになった。「1951年博物館法」に基づく登録博物館は2018年時点で全国約5,700館のうち2割程度にとどまっていたが、法改正により設置主体を拡大し、登録を促し制度の活性化を図る意図がある。

² https://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/detail/mext_00022.html（閲覧日2023年8月16日）

³ https://www.clb.go.jp/recent-laws/diet_bill/detail/id=4074（閲覧日2023年8月16日）

- (5) 都道府県等教育委員会が、博物館登録を行う際には、あらかじめ、博物館に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこととする。
- (6) 登録された博物館の設置者は、当該博物館の運営の状況について、定期的に、都道府県等教育委員会に報告しなければならないこととするとともに、都道府県等教育委員会は、登録された博物館の適正な運営を確保するために必要がある場合等において、当該博物館の設置者に対し、報告を求め、また勧告等を行うことができることとする。
- (7) 学芸員補の資格要件を、短期大学士等の学位を有する者で博物館に関する所定の科目の単位を修得したもの等とするとともに、文部科学大臣及び都道府県の教育委員会による研修の対象に、学芸員及び学芸員補以外の者を含めることとする。

以上の法改正の狙いを国は「博物館に求められる役割や機能が多様化・高度化していること」や「企業立のミュージアムの増加」などを踏まえ「登録博物館の要件が時代にそぐわなくなってきた」と説明し、衆議院本会議での可決を経て参議院本会議で4月8日に可決され「2022年改正博物館法」は4月15日に公布された。同法改正は2023年4月1日に施行された。

「2022年改正博物館法」は、博物館法の目的に文化芸術基本法の本質に基づくことを追加したことが大きな変更点である⁴。また博物館の事業の見直しとして、博物館資料のデジタル・アーカイブ化が追加され、他の博物館と連携すること、地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動の推進を図り地域の活力の向上に寄与するよう努めること（第三条）を努力義務と掲げたことは評価できる。

しかし、「1951年博物館法」以来の登録博物館制度の構造的不備や学芸員規定の課題は、「2008年改正博物館法」に続いて「2022年改正博物館法」においても抜本的な是正はなされなかった。つまり、設置主体の多様化などの博物館登録制度の一部見直しがなされたが、登録制度を一本化することがなかった。さらに学芸員制度の変更が見送られた。また今後、登録制度における審査基準の策定が必要である。

⁴ 末松信介・文部科学大臣（当時）は「本法案におきまして、博物館法の目的に文化芸術基本法の本質に基づくということを追記をいたしましたのは、博物館がその事業を通じまして文化の振興を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与する施設であることを明確にする趣旨でございます。この趣旨に基づきまして、本法案では、博物館が地域の多様な主体と連携協力をし、そして地域の活力の向上に寄与するよう努めることを規定することを新たな条項として設けてございます。文部科学省といたしましては、博物館が今後、社会教育施設、そして文化施設の両方の性格を持つ施設として地域住民から信頼されて親しまれる存在となることが重要と考えております。本法案を契機に博物館が社会から新たな期待に応えられるように全力で取り組んでいきたいと、そのように考えてございます。」（2022年4月7日参議院文教科学委員会）と答弁している。

(<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120815104X00520220407>)（閲覧日 2023年8月16日）

3 見解

これまで本分科会は博物館法の改正に以下の様に関与している。

1) 本分科会は2017年と2020年に以下の二つの提言を発出した。

①提言『21世紀の博物館・美術館のあるべき姿―博物館法の改正へ向けて』、第23期・博物館・美術館等の組織運営に関する分科会、2017年7月20日発出。ア登録博物館と、国立館や首長部局館などの博物館相当施設を、博物館法の改正による新たな登録制度へと一本化すること、イ博物館の水準を向上させる新登録制度設計と研究機能の充実、そのための学芸員の科研費申請資格の付与、の2点について提言した（＜参考資料2＞）。

②提言『博物館法改正へ向けての更なる提言～2017年提言を踏まえて～』、第24期・博物館・美術館等の組織運営に関する分科会、2020年8月27日発出。ア登録博物館制度から認証博物館制度への転換、イ学芸員資格制度の改革及び研究者としての学芸員の社会的認知の向上、ウ博物館の運営改善と機能強化、の3点に関して提言した（＜参考資料3＞）。

2) 本分科会は2021年3月2日に公開シンポジウム「今後の博物館制度を考える～博物館法改正を見据えて～」を開催し、全国から850人程の学芸員等博物館関係者の参画を得て博物館と学芸員の制度に関わる活発な議論がなされた。成果は、「博物館の未来を考える」刊行会編『博物館の未来を考える』（中央公論美術出版社2021年8月30日刊行）として出版された。

3) 博物館を所管し博物館法の改正を担当する文化庁企画調整課の課長補佐を本分科会の会合に参考人として2回招致し、文化審議会博物館部会また文化庁内における博物館法改正に向けた状況や動きを報告して頂き、委員との意見交換を重ねた。先ず、2021年9月29日の第4回会合では、同氏による報告「博物館法制度の今後のあり方について」を受け分科会委員との意見交換を行い、法改正また博物館制度のあり方に関して本分科会が今後行うべき検討事項を議論し整理した。次に、2021年12月に文化庁の文化審議会博物館部会が発出した答申「博物館法制度の今後の在り方」を踏まえて国会に博物館法の一部を改正する法律案が提出されている時期に開催された2022年3月14日の第6回会合では、再び文化庁企画調整課課長補佐を参考人として招致して「博物館法の一部を改正する法律案について」と題して博物館法改正に向けた様々な状況や動きを報告して頂き、2022年改正博物館法を受けての今後の博物館制度のあり方について、分科会委員との意見交換を行った（＜参考資料7＞）。

4) 本分科会が2017年と2020年に発出した二つの提言なども踏まえ、文化庁文化審議会博物館部会とその下に設置された「法制度の在り方に関するワーキンググループ」での審議の結果、上述の『答申』が作成された。このワーキンググループでは本分科会の第23期の委員長及び第24期の委員長もオブザーバーとして議論に関与し、同時に分科会との議論の共有も行った。以上の結果、「2022年改正博物館法」では『提言』の認証博物館制度の実現は成らなかったが部分的に反映された。登録主体の制限の撤廃には至らないが設置主体の多様化などの博物館登録制度の一部見直しはなされ(第二条)、相当施設は他の博物館との連携が努力義務とされた(第三十一条)。

しかし 1951 年に同法が制定されて以来の根本的な幾つかの問題が、今般の「2022 年改正博物館法」においても未だに改定されていない。今後の博物館法の抜本的な改正のために、さらに分科会の意志を表出するものである。

先ず今回の「2022 年改正博物館法」に関わる 1) 登録制度の一本化、2) 審査基準、に関して意見を表明し、その上で今般は先送りされた 3) 学芸員制度の改正、に関する意見を表明する。以上を本分科会の「見解」として、文化庁企画調整課、各自治体、博物館・美術館関係者、そして博物館の現在（年間入館者は 3 億人を超える⁵⁾）そして未来の利用者たる国民に向けて発出する。

(1) 博物館登録制度に関して

① 博物館登録制度の一本化

ア 背景

一般に社会で広く「博物館」と認識されている施設は、実は「1951 年博物館法」に拠る「登録博物館」と、「1955 年改正博物館法」に拠る「博物館相当施設」と、さらには「1950 年文化財保護法」に拠る国立博物館（現・独立行政法人国立文化財機構の国立館）、文部科学省の社会教育調査での区分である「博物館類似施設」との、多様な種別や設置主体（設置者）から成っている。この博物館に関わる一般的認識と政策上の種々の定義との大きな乖離は解消されるべきである。博物館登録制度は「相当施設」をなくして一本化すべきである。「1951 年博物館法」、「1955 年改正博物館法」以来の登録制度・指定制度は現在において形骸化が著しい。

登録博物館の法的根拠は「1951 年博物館法」（二、四、十～十六、十八、十九条）にあり、都道府県教委又は指定都市教委の登録審査を受けた館と定義される。

しかし 1951 年時点では約 200 館であった博物館の数は 2021 年には 5,771 館へと約 70 年間で 29 倍に増加した。これらの博物館の中で、2021 年 10 月 1 日時点の文部科学省の社会教育調査⁶⁾によれば、登録博物館（911 館、全体館数の 15.8%）、博物館相当施設（394 館、同 6.8%）、博物館類似施設（4,466 館、同 77.4%）であり、博物館法上の登録博物館は約 1.5 割にとどまり、約 8.4 割が博物館法の定める「博物館」の対象外である。

博物館相当施設は同じく「1955 年改正博物館法」（二十九条）により文部科学大臣・都道府県教委・指定都市教委が登録館に類する事業を行う施設として指定した館と定義される。

博物館類似施設には法律上の位置付けはなく、文部科学省による「社会教育調査」

⁵⁾ 新型コロナウイルス感染症流行以前の 2018 年度社会教育統計（文部科学省）では、博物館及び博物館類似施設の 2017 年度間の入館者数は合計 303,068,882 となっている。（https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00400004&tstat=000001017254&cycle=0&tclass1=000001138486&tclass2=000001138488&tclass3=000001138494&cycle_facet=tclass1%3Atclass2&tclass4val=0、<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00400004&tstat=000001017254&cycle=0&tclass1=000001138486&tclass2=000001138488&tclass3=000001138495&tclass4val=0>）（閲覧日 2023 年 9 月 20 日）

⁶⁾ 文部科学省 令和 3 年度社会教育調査（詳細）（2023 年 3 月 29 日調査結果公表）「博物館調査（博物館）」「博物館調査（博物館類似施設）」（<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00400004&tstat=000001017254>）（閲覧日 2023 年 8 月 16 日）

における「博物館調査票」での区分でしかなく、「博物館と同種の事業を行い、博物館法第二十九条に規定する博物館に相当する施設と同等以上の規模の施設」⁷とされるだけである。

さらに現在では1951年当初よりも設置形態が多様化し、会社立、更には2013年には地方独立行政法人立などもある。

こういった博物館の状況の大きな変化に対応して、2007年の「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」の報告書、さらに「2017年提言」においては、文化財保護法と博物館法の法制上の不整合を指摘し、「1955年改正博物館法」以来変わらず「2008年改正博物館法」でも独立行政法人立の「国立館」を「博物館相当施設」の指定にとどめているところを、新たな登録制度で「登録博物館」として一本化されるべきであると提言した。「2020年提言」においても、設置主体の制限の撤廃と「すべての設置形態の博物館に登録申請を行う資格を与えるべきである」と主張した。

「2022年改正博物館法」を審議した衆議院の文部科学委員会でも、登録対象とならない国立博物館を含むべく制度整備の必要性が指摘された。

国立館が登録館となることの象徴的効果も極めて大きい。

イ 「2022年改正博物館法」～設置者要件は緩和も、「登録」「指定」の枠組みは存続

「2008年改正博物館法」(二条)では地方公共団体、一般社団法人、財団法人等に限られていた登録博物館の設置主体が、「2022年改正博物館法」では国及び独立行政法人以外の法人とすること(第二条第一項～第三項、第十三条第一項第一号)とされた。つまり、国及び独立行政法人以外ならば、法人類型にかかわらず登録できると設置主体の多様化が図られ緩和された。民間企業や学校法人が設置する施設にも広げられ⁸、登録が進むことが期待される。

しかしながら「2022年改正博物館法」においても最終的に「登録」と「指定」の枠組みは存続した(第三十一条)。国又は独立行政法人、その他が設置する「博物館の事業に類する事業を行う施設」は、「博物館に相当する施設」として「指定」することができるのである。

ウ 博物館登録制度一本化をめぐる議論の現状

博物館登録制度一本化をめぐる議論の現状を把握するため、上述の文化審議会による2021年の『答申』に立ち戻るならば、「国立博物館に係る独立行政法人個別法令等と、公立・私立博物館に係る博物館法が、両輪として体系を構成しているのであり、

⁷ 文部科学省 社会教育調査用語の解説 (https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa02/shakai/yougo/1286911.htm) (閲覧日 2023年8月16日)

⁸ 文化庁は2022年4月7日衆議院文教科学委員会での杉浦久弘・文化庁次長(当時)の答弁で「本法(博物館法)の制定から約七十年が経過する中で、博物館を取り巻く状況は大きく変化し、例えば、地方独立行政法人立や株式会社立の博物館、美術館等が設置されるなど、地方公共団体や社団・財団法人等に限られていた登録博物館の設置者要件が時代にそぐわなくなってきました。今回の法案では、このような背景の下、博物館登録制度の見直しを行い、設置主体となる法人類型にかかわらず、博物館としての事業を行う体制等の基準に適合するかどうかを審査することによりまして、地方独立行政法人立や株式会社立などの博物館も登録ができることとしております。」とする。

(<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120815104X00520220407>) (閲覧日 2023年8月16日)

実務上は、博物館法の登録の対象とする必要は必ずしもないと考えられる。」とされ、最終的に「登録」と「指定」の枠組みを維持する方針が示された⁹。

しかしながらこの文言は、現状は実務的レベルでは問題があると言えないとしても必ずしも最善であるとも言えず、今後さらに良い状況を目指すべきであることを暗に示している。

というのも『答申』のその前の箇所では、「また、国・独立行政法人が設置する博物館については、今後、単独の館では対応しきれないような課題に対して、地域や設置者の枠を超えて複数の館が連携する際、その中核となるナショナル・センターとしての役割が期待されており、関係者や国民へのわかりやすさという観点から、登録制度の対象に含めるべきとの意見も多くあった。¹⁰」という記載があり、博物館相当施設に「指定」されている国立館の「登録」への一本化の意見が審議で多々出たからである。

この点が、「2022年改正博物館法」の附帯決議でも、「これからの博物館には、地方公共団体や民間団体等と連携し、社会的・地域的課題の解決を図ることが期待されることから、国立博物館を中核として設置者の枠を越えた全ての博物館の連携を促進するとともに、地域の多様な主体とのネットワークの形成が円滑に実現するよう、必要な支援を行うこと。」という記載に反映されていることも、重く受けとめるべきである。

エ 博物館政策という国の文化政策の必要性

地方分権は国策であり、「2018年改正文化財保護法」、「2020年文化観光推進法」にあるように、文化政策においても強力に各地域を核として進められている¹¹。

しかし、一つの文化的なまとまりと継続性のある国として、また対外的にも、国の文化政策が必要である。その基本がまさに博物館政策であり、その基本としての登録博物館制度である。

登録博物館となる法律や制度上のメリットは、「2008年改正博物館法」においては十分ではなかった。ゆえに、「2022年改正博物館法」では、以前にもまして「博物館に求められる役割や機能が多様化・高度化していること」や「企業立のミュージアムの増加」などにより「登録博物館の要件が時代にそぐわなくなってきた」こともあり、文化庁は登録館をできる限り増やすべく様々な支援等を行うとした¹²。これを

⁹ 『答申』Ⅲ. 2. (2) 設置主体

(https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/hakubutsukan/pdf/93654601_03.pdf) (閲覧日 2023年8月16日)

¹⁰ 同上 Ⅲ. 2. (2) 設置主体

¹¹ 本分科会も既に第21期提言「地域主権改革と博物館—成熟社会における貢献をめざして—」(2011年8月3日)において地域主権の観点から博物館の意義と登録基準について言及している。また日本学術会議史学委員会文化財の保護と活用に関する分科会第24期提言「持続的な文化財保護のために—特に埋蔵文化財における喫緊の課題—」(2017年8月31日)でも、地方分権が進展する中で、権限移譲先の文化財行政能力が不十分である場合があることを喫緊の課題であるとして指摘している。

¹² 2022年4月7日参議院文教科学委員会での末松信介・文部科学大臣(当時)の答弁は以下。

「博物館全体の振興を図る立場から申し上げれば、今回の法案成立後は、もう館の大小にかかわらず、基本的要件を満たす博物館はできる限り多く登録博物館になっていただくことが肝要であると。(中略)都道府県教育委員会と連携しながら、最大限の努力はしたいと思います。そのためには、文部科学省として、こうした登録博物館を対象として、各自治体等の創意工夫を生かした取組に追加的な支援を行うことが重要であると考えておりますが、法案が成立した暁には、様々な予算事業を通しまして、各地域の博物館の更なる振興が図られるように努めてまいりたいと思います。限られた確かに予算なんですけれども、

諒とするも、さらに国は登録博物館になるメリットを広く設定し、当該博物館の私的便益、国民全体の社会的便益の増大を図るべきである¹³。

国・独立行政法人が設置する博物館は、単独の館では対応しきれないような課題に対して地域や設置者の枠を超えて複数の館が連携する際にその中核となるナショナル・センターとしての役割を果たし、地域の多様な主体とのネットワークの形成を実現することが期待される。日本国の文化的リソースの有効活用の為には、国を挙げての文化政策としての対応が最も効果的なのである。

なお上述のように前回の提言『博物館法改正へ向けての更なる提言～2017年提言を踏まえて～』（2020年）（＜参考資料3＞）においては、全ての博物館を対象とした「一級認証博物館」と「二級認証博物館」の区分から成る「認証博物館制度」への転換を提言したが、本見解においてはまずは国策として登録博物館制度の一本化を目指したい。

そのように考えてございます。」

さらに末松信介・文部科学大臣（当時）の答弁は以下。「文化庁としては（中略）登録博物館を始めとし、先進的な取組や機能強化、経営改善などを行っています博物館に対し予算上の支援も行っておりまして、令和四年度予算において約二十六億三千万円を計上をいたしております。（中略）このうち、令和四年度の新規事業としましては、社会的、地域的課題への対応に関する先進的な取組、あるいは博物館の経営改善、機能強化の促進、それとデジタル化によります美術館の管理の高度化などを行ってまいりたいと思います。なお（中略）登録博物館に限定した補助につきましては、例えば公立の登録博物館に対して施設整備補助金が、地方分権の観点からは、今申し上げて、調べたいと言いましたのは、平成八年度に一般財源化した経緯もありまして、こうした点も踏まえまして慎重に考えていく必要があるというふうに、そういうふうに認識をいたしているところでございます。」

同日同委員会での杉浦久弘・文化庁次長（当時）の答弁は以下。「文化庁の予算事業においても、登録博物館を中心に措置するなどの取組を行い、登録を受けることによって様々な支援が受けられるようにして」ゆく。さらに「フランスではミュゼ・ド・フランスという認証制度がございまして、約千二百件の公私立の博物館が認証され、様々なメリットを享受していると伺っております。文化庁としては、法案成立後、これらの例も参考にしながら、登録のインセンティブについて更に検討してまいりたい」とする。

また杉浦久弘・文化庁次長（当時）の答弁は以下。「今回の新たな登録制度の理念の一つは、規模の大小にかかわらず、基本的な要件を満たす限り多くの博物館に対して振興策を適用し、各館の活動と経営を継続的に改善、向上することにあることから、多くの博物館に登録博物館となっただけですよう、まずは各地域の声、各館の声を丁寧に聞いて話し合っただけでまいりたいと考えております。」（<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120815104X00520220407>）（閲覧日 2023年8月16日）このように、今後は2022年度予算で新設された「博物館機能強化推進事業」により、博物館が新たに求められる役割に対応するための先進的な取り組みを支援してゆくとされる。

¹³ 具体的なインセンティブは例えば以下である（博物館部会WG（2021年3月5日）で佐久間大輔氏（資料2）による提案を元に改変した）。

- ・交付金積み増し、税控除（公立博物館・地方独法：地方交付税の算定基準の学芸員配置人数の上積。大学法人・独法：交付金の同程度上積み。私立博物館：税控除による同等措置。）
- ・寄付の促進（大学法人・地方独法・独法・その他法人立：経常経費にかかわる税負担が緩和され、寄付・寄贈・遺贈なども集めやすくなるよう、各種税制上の特例措置の拡大。公立博物館でも寄付や遺贈を受け入れやすくする支援基金等の仕組みの検討。NPOとの連携強化など。地方独法化によって失われた寄付寄贈などの税制上の優遇措置の復活。）
- ・手続きの省略、簡素化（指定種の譲渡、絶滅危惧種の譲渡、特定外来生物に係る規定等のワシントン条約関連環境省関連規制、動物の飼育等の農水省関連、麻薬等に関わる厚労省関連、銃刀法など規制、褒章関連、文化財展示、公開承認施設の前提としての登録等の文化財保護法、著作権の教育機関特例）
- ・各種競争的資金のエントリー（科学研究費については、後述の「専門学芸員」に研究者番号を付与。将来は登録博物館を「研究をも目的とした機関」と認定。紀要や図録など研究出版物として認定。文部科学省関連の教育、研究関連資金、芸術文化基本法関連資金、文化観光関連資金へのエントリー資格。）
- ・文化財デジタル発信のための基盤提供（中小の博物館のデジタル発信を支援するため、博物館向け JAIRO クラウド型の開放）

② 博物館登録基準と審査体制

ア 「2022年改正博物館法」—登録基準と審査体制

博物館登録制度においては、国策としての博物館政策と地方分権の原則との調和が求められる。多様な設置主体や館種の別を考慮しつつも博物館全体を下から支える共通基準としてのナショナル・ミニマムを前提として、都道府県ごとの地域的特性も当該館の特長として評価されなければならない。

「2022年改正博物館法」第十三条で「登録の審査」を定め、登録の審査に当たっては博物館資料の収集・保管・展示及び博物館資料に関する調査研究を行う体制等の基準に適合するかを審査することとし（第十三条第一項）、基準の詳細は文部科学省令を参酌して都道府県等教育委員会が定めることとする（第十三条第二項）。したがって「2022年改正博物館法」施行の2023年4月以降、学識者の助言を得て、都道府県の教育委員会は文部科学省令として示される参酌すべき登録基準¹⁴により博物館登録の可否を判断することとなる。2023年4月には博物館法施行規則が公布された¹⁵。特に「博物館の体制に関する基準を定めるに当たり参酌すべき基準」は以下である。

第十九条 法第十三条第二項の文部科学省令で定める基準であつて、同条第一項第三号に規定する博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制に係るものは、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。第四号、第二十一条第一号及び第二十四条第一項第二号において同じ。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもつて博物館を運営する体制を整備していること。
- 二 前号の基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。
- 三 前号に規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。
- 四 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。
- 五 単独で又は他の博物館若しくは法第三条第一項第十二号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活

¹⁴ 2022年4月7日参議院文教科学委員会で末松信介・文部科学大臣（当時）は「参酌すべき基準については文部科学省が省令で定める。（略）例えば、博物館資料の収集、保管、展示や調査研究体制については、資料の収集方針が策定され、体系的に資料が収集されていること、それと教育普及活動が実施されていること、調査研究の方針が策定され、その成果が展示、教育普及活動等を通じて利用者に還元されていること等を想定しております。これらの例は、いずれも規模、館種にかかわらず必要なものと考えているところでございます。」と答弁する。<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120815104X00520220407>（閲覧日2023年8月16日）

¹⁵ 博物館法施行規則（<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=330M50000080024>）（閲覧日2023年8月16日）の特に第三章「博物館の登録に係る基準を定めるに当たって参酌すべき基準（第十九条—第二十一条）」

用する体制を整備していること。

六 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。

七 法第七条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。

このように省令は大枠を示すに留まるので、ここで新・登録基準に関して一定の見解を示しておくことは今後意義があると考ええる。

イ 登録基準の重要性の増大～多様な設置主体への対応と登録取消しへの対応

「2022年改正博物館法」では設置主体の多様化が図られ、これまで自治体や一般社団法人などに限られていた登録博物館の対象が、民間企業や学校法人が設置する施設にも広げられた。それゆえに登録審査は多様性に対応しつつ同時により適正なものではない。

実際、「2022年改正博物館法」に対する衆議院における附帯決議（第208回国会閣法第31号附帯決議¹⁶⁾）には、「二 登録博物館について」として、その設置主体が民間の法人等に拡充されたので登録の審査に当たっては博物館の社会教育施設としての役割を尊重過度に利益を求めないという非営利性に配慮の上で公益性及び公共性の確保に十分留意し、また登録後の博物館の運営状況について定期報告等を通じ博物館が持続的に活動できるよう経営の改善・向上を継続的に図るための支援を行うこととある。

さらに、都道府県の教育委員会による博物館の「登録の取消し」（第十九条）も定められている。これは「2008年改正博物館法」にもある規定（十四条）であるが、「2022年改正博物館法」では博物館の運営状況のより詳しいチェックが定められより厳格である。

このように、多様な設置主体による博物館の登録とその取消しの基準として、登録基準の重要性はいよいよ増した。以下に新しい登録基準策定に際して必要だと考えるいくつかの視座を示す。

ウ 文化国策としての登録審査のレベルと質の保証～共時的地理的一律性と経時的一貫性の担保

「2022年改正博物館法」には「博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県の教育委員会の登録を受けるものとする。」（第十一条）とあり、登録審査は引き続き都道府県又は指定都市の教育委員会が権限を持ちそれを担う。また「都道府県の教育委員会は、登録を行うときは、あらかじめ、博物館に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。」（第十三条第三項）とある。また「博物館の設置者は、当該博物館の運営の状況について、都道府県の教育

¹⁶⁾ https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/monka67F0EBF395DE147D4925881400316F51.htm
(閲覧日 2023年8月16日)

委員会の定めるところにより、定期的に、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。」(第十六条)とあり、登録博物館の設置者は博物館の運営状況について、定期的に都道府県等教育委員会に対して報告しなければならない義務がある。さらに博物館の適正な運営を確保するために都道府県等の教育委員会は、登録博物館に対して、運営状況に関する報告又は資料の提出を求め、必要な措置をとるべきことを勧告し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができ、そして登録を取り消すことができる(第十七条～第十九条)¹⁷。このように都道府県又は指定都市の教育委員会は、登録に関わる強い権限と重大な責任を有している。

それゆえ、都道府県・市町村ごとのレベルの差があってはならない。博物館施策は文化立国を標榜する日本における文化に関わる国策として、登録審査基準の運用の正当性が担保されること、つまり登録審査とその取消しにおいて、全国的な共時的地理的一律性、及び経験の蓄積に裏打ちされた経時的の一貫性が担保されることが重要である。「2018年改正文化財保護法」における「文化財保存活用大綱」や「文化財保存活用地域計画」の作成現状には都道府県や市町村の財政や人員数による「レベルの差」(「地域の特徴の相違」ではなく)がある。このような事態が博物館の登録審査にあってはならない。文化に関わる統一的レベルの国策があるべきで、博物館においては登録審査のレベルと質の保証によって、それが確保されるべきである。

地方分権が国策の基本であり、たしかに、特に不動産である埋蔵文化財などの文化財は一義的には地域の歴史文化に属する。しかし動産あるいは「生態資料」をも館蔵資料とする博物館では事情が異なる。よって登録審査において、都道府県ごとに特にこのような博物館のあり方に関する意識・体制に強弱が生じないようにすべきである。

さらに、現状では、都道府県又は指定都市の個別の教育委員会は登録審査を行う機会は稀にしかない。教育委員会には経験の蓄積がなく、これからもそれを望むことはできない。

以上から、共時的に全国一律の、また経時的にも一貫したレベルと質が保証された登録審査の整備のためには以下が必要である。

- (ア) 条例による委員会設置ではなく、全国レベルで、あるいは少なくとも八地方区分(北海道、東北、関東、近畿、中国、四国、九州・沖縄の各地方)ごとにといった地域ブロックごとの「学識経験者リスト」(プール)を、文化庁と、日本の博物館全般に関わる事業を1928年の発足以来継続している専門的組織である公益財団法人日本博物館協会により作るべきである。

¹⁷ 第十七条 都道府県の教育委員会は、その登録に係る博物館の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該博物館の設置者に対し、その運営の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

第十八条 都道府県の教育委員会は、その登録に係る博物館が第十三条第一項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるときは、当該博物館の設置者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県の教育委員会は、前項の規定による勧告を受けた博物館の設置者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該博物館の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第十九条 都道府県の教育委員会は、その登録に係る博物館の設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該博物館の登録を取り消すことができる。

そのように確保された学識経験を有する者の集団が、継続的に特定地域の登録審査に関わることが望ましい。登録基準の策定・運用に際して、それら学識経験者の知見に基づく意見が適切に反映されるように促すべきである。

- (イ) 都道府県の博物館担当部局の職員に対して文化庁が研修を行い、地域ごとの強弱の差を減らしてゆくことも有効である。
- (ウ) 都道府県・指定都市教育委員会ごとに審査基準の運用や登録認定審査に過度にばらつきが生じることは避けなければならない。

そこで、全国一律の審査基準の策定と審査の正当性を検証し、あるいは博物館に助言を与える第三者機関の設置を強く要望する。たしかに、博物館には当該地域との関わりや活動実態、展示企画の独自性などが求められている。そして、博物館が地理的に位置する地域の独自性・特殊性を当然熟知しているのは当該地域の教育委員会であるから、博物館の登録審査を担うことは正しい。しかし同時に、各地域を超越して、日本の博物館としての統一性とレベルの保証も必要である。博物館に関わる多くの学識、知見、経験を既に有している専門的な第三者機関が、日本全体の博物館の登録審査に統一的に継続的に関わり審査の高い水準を確保し、さらに経時的に経験を蓄積し登録審査の一貫性を維持することが必要なのである。

こういった、国レベルでの長期的な文化経済基盤の設計、つまり日本国の文化政策の為に、新・登録基準を策定すべきである。

エ 博物館全体に通底する共通基準と、館種ごとの特定基準

博物館全体に通底する共通基準と、館種ごとの特定基準の策定が必要である。「登録基準」はこの全ての博物館に当て嵌まるミニマムな共通基準として設定するが、審査にあたっては館種ごとの斟酌が必要である。

つまり、総合博物館、科学博物館、歴史博物館、歴史民俗系博物館、美術博物館（美術館）、スポーツ系博物館、野外博物館、動物園、植物園、動植物園、水族館、公開天文台、プラネタリウム、昆虫館等の様々な館種の特殊性を念頭においた審査が必要である。特に動物園、植物園、動植物園、水族館の視座からの登録基準の策定が必要である。博物館の概念には、自然系資料を扱うものも含まれる。「死体」を主に扱う総合博物館、科学博物館に加えて、それに対して生きた状態の「生体資料」を主に扱う博物館（動物園、植物園、動植物園、水族館）が含まれる。地球環境を人為的破壊から守り、人類の存続をはかるための手段の一つとしての自然史博物館の重要性を確認したい¹⁸。

¹⁸ 日本学術会議基礎生物学委員会・統合生物学委員会合同動物科学分科会、自然史財の保護と活用分科会、基礎生物学委員会・統合生物学委員会・農学委員会合同植物科学分科会、基礎生物学委員会・統合生物学委員会・地球惑星科学委員会合同自然史・古生物学分科会第23期提言「国立自然史博物館設立の必要性」（2016年5月17日）がその重要性を指摘し、世界の自然科学を先導する国立自然史博物館の設立をも提言した。

また、日本学術会議地球惑星科学委員会地球惑星科学人材育成分科会第23期提言「初等中等教育及び生涯教育における地球教育の重要性：変動する地球に生きるための素養として」（2020年6月23日）においても、地球を学ぶ場としての博物館の重要性を指摘した。

たしかに自然系資料をも扱う総合博物館は博物館全体の12.0%、類似施設全体の7.1%、科学博物館は同様に8.1%、7.9%で、特に生きた状態である「生体資料」を主に扱う博物館（動物園、植物園、動植物園、水族館）は、博物館全体の5.4%と少ない。また、文化財保護法では「記念物」の一つとして動物、植物、地質鉱物が含まれるが（天然記念物）、その数は重要文化財をはじめとする文系資料に比べて少ない。しかし言うまでもなく、動物園、植物園、動植物園、水族館は日本の博物館の重要で特徴的な一部である。それにもかかわらず、学芸員課程においても、担当教員の多くの取得学位と研究分野は文系分野に偏り、自然科学系は僅かである¹⁹。

また、自然系資料を扱う博物館は、そうではない博物館に比して、多くの課題を抱える。例えば自然資料のうち、文化財保護法（文化庁）が関わるのは史跡・名勝・天然記念物の指定と保護のみであり、生物は種類が多いのでその他の大半の自然資料は、様々な関連法令と係わりその所管省庁は多岐にわたり複雑である²⁰。また、絶滅危惧種の保全に関わる法令も多岐にわたる²¹。（なお、文化財保護法が関わるのは同法第百九条の天然記念物の場合のみである。）また「生体資料」の制度上の位置づけも複雑である²²。以上のように、「生体資料」に関わる関連法令、所管省庁の整理が必要である。

オ 社会的信望、外形的でない要素等

「2022年改正博物館法」では、設置者が「博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること」、「博物館の運営を担当する役員が社会的信望を有すること」（第十三条第一項第一号ロ(1)(3)）等を要件として定める。参議院文教科学委員会では杉浦久弘・文化庁次長（当時）から「社会的信望とは、登録申請の時点において、社会的信用の面から博物館の運営を担当する役員について適切な業務運営が期待できること等が想定されます」との見解が示された²³（＜参考資料6＞）。

「社会的信望」に加えて、登録基準においては開館日数や施設面積といった外形的な要素だけでなく、各館の地域との関わりや活動実態、展示企画の独自性など、幅広い観点による審査を求めたい。また、ネットワークによる相補関係を考慮したい。公

¹⁹ 江水是仁「博物館学芸員課程における学びの特徴と現代社会に対応した学芸員養成教育に関する研究」2018によると、学芸員課程担当者の取得学位は、文学43%、歴史学28%であるのに対し、工学3%、理学3%、水産学3%である。学芸員課程担当者の研究分野は、博物館学・文化財科学36%、史学33%、芸術学10%であるとき、地理学3%、科学教育1%、地球惑星科学1%である。

²⁰ 自然環境保護法（環境省）、自然保護法（環境省）、温泉法（環境省）、鳥獣保護及び狩猟に関する法律（環境省）、絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律（環境省）、首都圏近郊緑地保全法（国土交通省）、近畿圏の保全地域の整備に関する法律（国土交通省）、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の西部に関する法律（国土交通省）、都市計画法（国土交通省）、生産緑地法（国土交通省）、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（国土交通省）、都市公園法（国土交通省）、森林法（林野庁）、農地法（農林水産省）、農業振興地域の整備に関する法律（農林水産省）、海洋法（国土交通省、国土交通省、農林水産省）、河川法（国土交通省）、古都における歴史風土の保存に関する特別措置法等（国土交通省）等の様々な法律（所管省庁）が関わる。以上は、松岡敬二「V 館種別博物館資料論 自然史博物館」『博物館資料論』雄山閣1999から省庁名を一部現在のものに変更した。

²¹ 生物多様性基本法のもとに種の保存法、鳥獣保護法、自然環境保全法、自然公園法、自然再生推進法、外来生物法、生物多様性地域連携推進法、環境影響評価法などの多くの関連法律が関わる。

²² 例えば、日本に分布する鱒脚類の制度上の位置づけは、つまり各種のトド、オットセイ、アシカ、アザラシ（ゼニガタ、ゴマフ、ワモン、クラカケ、アゴヒゲ）ごとに、関連法規、所管省庁、捕獲許可権限、管理計画、捕獲許可が様々に異なる。

²³ 2022年4月7日参議院文教科学委員会での答弁

(<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120815104X00520220407>)（閲覧日2023年8月16日）

益性／非営利性の担保も確認すべきである。

カ 登録審査に当たっての審査側の留意事項

審査する者は、思想及び良心の自由の原則に則り、博物館の独自性と多視点性に基づく表現の自由を最大限に尊重すべきである。登録審査の過程や登録・不登録の理由は公表され、以て透明性が確保されなければならない。

キ 博物館の統合及び廃止（「博物館仕舞い」）に関わる留意事項

一方的な増加傾向にあった博物館の総数が 2015 年度に初めて減少に転じた（2011 年度 5,747 館→2015 年度 5,690 館）。その後 2018 年度（5,738 館）、2021 年度（5,771 館）には再び微増傾向にはある²⁴が、開闢以来増加し続けた日本列島の人口が 2008 年をピークに初めて減少に転じその後も人口減少が加速的に進んでいることを根本的理由として、今後も博物館の統合あるいは廃止は避けられない状況にある。統廃合に伴う博物館の資料、文化財、コレクションの散逸を避ける措置をすべきであり、事前に平時から統廃合のスキームを策定しておくことが望ましい。事後には博物館にあった資料の新しい保管場所は公表されることが望ましい。決して資料が紛失、損壊・破壊されることはあってはならない。

ク 新・登録基準案

以上を踏まえ、新しい登録基準として以下を示す。公益財団法人日本博物館協会による基準²⁵を土台として、さらにイギリスやアメリカの制度をも参考にし、また分科会での審議（＜参考資料 7 参照＞）を踏まえたものである。今後具体的な登録基準を策定していくに当たり上記項目エ及びオで述べたように、共通基準と特定基準、外形基準と実質基準といった区分を設けることによって体系を構築することを視野に入れるべきだが、ここではこれらの基準について検討するための骨子を示すにとどめたい。

1 設置

1.1 設置根拠及び永続性、公共性の明示

法令、寄付行為、定款などにおいて館の設置根拠が明確で、事業を永続的かつ公共的に実施することが明示されていること。

1.2 施設の整備と運営資金の確保

博物館が設置根拠に基づいて運営できるよう、設置者によって土地、建物、設備などが整備され、運営に必要な資金が確保されていること。

2 経営

2.1 使命の明確化

²⁴ 文部科学省の令和 3 年度社会教育調査 (https://www.mext.go.jp/content/20230323-mxt_chousa01-000023559_1.pdf) (閲覧日 2023 年 8 月 16 日) の表 1 「施設数の推移」における「博物館」（登録博物館+博物館相当施設）と「博物館類似施設」の数の合計。

²⁵ 『博物館の登録制度の在り方に関する調査研究報告書』（2017 年 3 月 公益財団法人日本博物館協会）

博物館の使命(設置目的や基本理念)が明確にされるとともに、公にされていること。

2.2 経営目標と評価

使命に基づく中長期的な目標が作成されていること。

2.3 経営の透明性

収支決算等を公表し、必要な情報を公開する仕組みを有し、経営状況の透明性が確保されていること。

2.4 法令・倫理の遵守

博物館組織・博物館職員として遵守すべき法令・条約や倫理規程が把握され、周知されていること。

2.5 利用条件

博物館の公開性を十全に実現するため、1年を通じて原則150日以上開館されていること。開館日・開館時間の設定に当たっては、利用者の要請、地域の実情、資料の特性、展示の更新所要日数等を勘案し、利用の利便が図られていること。

3 資料

3.1 資料の保有

博物館の使命を達成するために必要な博物館資料が収集され、保有され、永続的に保全する体制が整備されていること。

3.2 資料の収集

資料の収集方針が策定され、体系的に資料が収集されていること。

3.3 資料の所有者と管理者

資料に関して所有者と管理者の協議がなされていること。

3.4 資料の由来、出处情報

資料受入の手続が行われ、資料の由来、出处情報等の記録を整備管理できていること。資料等履歴管理担当者(レジストラ)等がいることが望ましい。

3.5 資料の保存修復、リスク評価、保管管理計画、管理

資料は必要に応じて保存・修復の担当専門家(コンサヴァター)によって修復され、脅威が除去あるいは低減され、管理されていること。

3.6 資料のデジタル・アーカイブ化

資料の電磁的記録が作成され、それを活用できる仕組みが構築されていて公開され、常時自由に外部からアクセスができること。アーキビストが基幹博物館に常駐し地域ごとのアーカイブを整備することが望ましい。

4 調査研究

調査研究がなされていること。

4.1 方針

博物館の方針に則り、調査研究の方針が策定されていること。

4.2 成果の公開と還元

調査研究の成果が、展示や教育普及活動等を通じて利用者に還元されていること。

5 展示

5.1 方針・計画

所蔵資料による展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵資料や借用資料による展示が行われていること。

5.2 展示の信頼性

調査研究に基づく資料を用いて展示されていること。

6 教育普及

6.1 方針・計画

博物館の方針に則り、教育担当専門家（エデュケーター）等により体系的に教育普及活動が実施されていること。

6.2 学習支援

問い合わせに適切に対応がなされており、さまざまな方法により利用者の自発的な学習が支援されていること。

7 職員

7.1 館長

館長または館長に相当する責任者が置かれ、博物館運営が統括されていること。館長または館長に相当する責任者は学芸員経験者が望ましい。

7.2 学芸員

事業の実施に必要な学芸員（専門的職員）が配置されていること。学芸員の職能分担として、博物館資料等履歴管理担当専門職員（レジストラー）、保存・修復の担当専門職員（コンサヴァター）、教育担当専門職員（エデュケーター）、さらに博物館の管理部門を担う「ミュージアム・アドミニストレーター」等の事務職員が配置されている、あるいは館外から協力可能な体制が構築されていることが望ましい。

7.3 事務系・技術系等の職員

事業の実施に必要な人員体制が確保されていること。

7.4 職員の研修

研修等の実施や参加により、職員の技能・知識の向上が図られていること。

8 施設設備

8.1 施設・設備の整備

博物館の設置目的を達成するため、必要な施設及び設備が備わっていること。

8.2 安全な施設管理

公共的施設として安全に利用できるよう、定期点検が行われ、災害時における来館者と職員、資料への安全を配慮した避難計画を策定すること。

8.3 快適性・利便性の向上

多様な利用者の立場に立って、施設の快適性・利便性の向上が図られていること。

9 連携協力

9.1 連携協力の方針

事業の実施にあたり、利用者、地域住民、関連機関等との連携協力について方針が策定されていること。

(2) 学芸員制度改正に関して～博物館の質の向上のために

① 研究機関指定基準の柔軟化と学芸員の専門性の重視

日本学術会議の「2017年提言」（＜参考資料2＞）では「一定水準以上の研究能力が認められる博物館には、研究機関指定の基準を柔軟化する」べきであると述べた。本「見解」においてもその主張を継続する。

そして博物館の質の向上のためにその専門性を伸張する機会、機関としてのみでなくその構成員にも与えられるべきである。ゆえに「2020年提言」（＜参考資料3＞）では、学芸員資格制度の見直しも登録制度の見直しと一体のものとして提言した。学芸員の専門能力の養成・向上という課題の解決に向けて、学部学生向けの学芸員養成課程を維持しつつ、大学院生向けの養成課程・講座の設置及びリカレント教育等、学芸員のスキルアップを図る制度の拡充が望ましいとし、そのために、学部卒により取得できる「二種学芸員」と、修士課程修了等を要件とする「一種学芸員」の二種類からなる新たな学芸員制度を提案した。学芸員の専門性を高め重視するという視座からの提言である。

② 「2022年改正博物館法」及び文化庁公布通知の留意事項

しかし文化審議会の『答申』では、「学芸員制度の今後の在り方については、学芸員に求められる専門的な能力を再定義しつつ、大学の設置する養成課程の状況や博物館現場におけるニーズを総合的に検討する必要があることから、拙速な議論を避け、実態の把握を行いながら、中長期的な課題として、引き続き博物館部会において継続的に検討していく必要がある。」²⁶とされた。「2022年改正博物館法」では学芸員制度の改正は先送りされた。

但し、衆議院の文部科学委員会では、学芸員の不安定な雇用の問題に言及した上で、職員の資質、能力向上と、職員不足、職員の確保は喫緊の課題であるとの意見、現行の登録博物館でも学芸員ゼロの館が3割に及ぶ状況を指摘し今後5年間の登録移行期間においてこうした館の学芸員採用を支援する必要があると訴える意見もあった。

また、「2022年改正博物館法」に対する附帯決議（第208回国会閣法第31号 附帯決議²⁷）には、「三 博物館の中核的職員である学芸員については、文化審議会の答申においても中長期的な課題とされたことから、学芸員に求められる専門的な能力を再定義するなど学芸員の在り方について制度的な検討を行い、必要な見直しを行うこと。また、学芸員をはじめ、学芸員補など様々な専門的職員の育成・配置が重要であることを踏まえ、その社会的地位の向上及び雇用の安定等の処遇改善に努めるとともに、研修及び調査研究助成等を充実させることにより、我が国の博物館の活動の基盤を担う人材の育成・確保等に努めること。」とある。

さらに附帯決議においては、「登録の審査に当たっては、博物館の社会教育施設としての役割を尊重し、過度に利益を求めない非営利性に配慮の上、公益性及び公共性の確保に十分留意すること」や、専門的職員の「社会的地位の向上及び雇用の安定等の処遇改善」、館長への学芸員の登用などの環境整備、博物館に対する財政上の措置の拡充や新たな税制上の優遇策の検討なども盛り込まれた。

また、特に「2020年提言」（＜参考資料3＞）で指摘した学芸員の処遇改善に関しては、文化庁次長名での公布通知（「博物館法の一部を改正する法律の公布について（通

²⁶ 『答申』、Ⅲの3.「その他の措置すべき事項と今後の課題」（2）

²⁷ https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/monka67F0EBF395DE147D4925881400316F51.htm（閲覧日 2023年8月16日）

知)」)²⁸に「留意事項」として「14 学芸員の在り方については、学芸員に求められる専門的な能力を再定義しつつ、養成課程の状況は博物館現場におけるニーズを総合的に検討するなど、文化審議会において中長期的な課題として継続的に検討を行うこととしていること。なお、改正法に係る国会審議においても、学芸員をはじめとする専門的職員の育成・配置が重要であることを踏まえ、その社会的地位の向上及び雇用の安定等の処遇改善に努めること等により、我が国の博物館の活動の基盤を担う人材の育成・確保に努めるよう配慮することが繰り返し求められているところであり、このことも踏まえ、各博物館の設置者において、それぞれの館に勤務する学芸員等の職員の処遇改善等が図られるよう、適切に御対応いただきたいこと。」と示された。

こうした学芸員問題に対し、国は衆議院の文部科学委員会において「処遇の改善の機運を上げていくことも大切」との認識は示したものの、具体的な内容については引き続き検討していくと答弁するにとどまっている。未だに学芸員の社会的位置付けは不安定で、外部研究資金を得る機会も十分に与えられていないのが現状である。学芸員等の処遇改善は博物館のあり方の根本に関わる今後の最大の課題である。

③ 学芸員の現状

現在、博物館では常勤職員が減少傾向にあり、非常勤職員が増加している。職員不足の館が73.2%に及び、職員も単年度雇用が多い。一方で、学芸員は大学での学芸員養成課程において養成されこれにより学芸員制度は支えられているのだが、その多くが実際には学芸員として働くことが叶うわけではない。現在のこの学芸員の資格と養成に関わる制度は、資格保有者だけを増加させている側面があることも否めない。約304大学の学芸員養成課程の状況を把握するために、同課程を履修する学生に対して任用国家資格としての「学芸員資格」を説明したうえで、資格獲得希望に関するアンケート調査を実施すべきである。法による国家資格の受益者候補となる履修学生の状況把握が必要である。

④ 「2020年文化観光推進法」が期待する高度に専門的な学芸員

「2020年文化観光推進法」において、博物館を代表的施設とする「文化観光拠点施設」における、文化資源の観覧等を通じて文化についての理解を深める「文化観光」が推進された。これに対して、文化財の活用が重視されると、その保存に支障を来す恐れがあるとする慎重論も強い。

但し、文化財の保存と活用は、文化財保護法のみならず博物館法にも基本的使命として記されている。「文化経済戦略」(2017年12月27日内閣官房・文化庁)で掲げる「6つの重点戦略」においては「文化芸術資源(文化財)の保存」が最初に挙げられている。したがって、決して活用偏重の政策が企図されているわけではない。

つまり、近年文化財政策は、この「文化観光推進法」が如実に示すように、確実な保

²⁸ https://www.bunka.go.jp/seisaku/bijutsukan_hakubutsukan/shinko/kankei_horei/pdf/93697301_04.pdf (閲覧日2023年8月16日)

存と継承を大前提としつつも、文化財の新たな活用と価値の創出に積極的に取り組む段階に入ったのである。

そのような時にますます重要性が増すのが博物館の学芸員の存在である。そもそも博物館における展示等が保存にはマイナスである中で、学芸員はこれまでも保存と活用のバランスを取りつつ博物館を機能させてきた²⁹。今後は学芸員の更に高度な各種の専門的職能のもとに高度にバランスの取れた文化資源の保存と活用を推進することが期待されるのである。いよいよ学芸員の重要性が高まり、益々その高度な専門性が求められる状況の中、学芸員の処遇改善は大きな課題である。

⑤ 「2022年改正博物館法」～学芸員の負担増の危惧

さらに「2022年改正博物館法」では、法律の「目的」として、従来の社会教育法に加えて、「文化芸術基本法に基づき」（第一条）と追加された。且つ、第三条第二項及び第三項にあるように、他の博物館等との協力や地域の活力向上への寄与が努力義務とされる。さらに、博物館の事業に博物館資料のデジタル・アーカイブ化（第三条第一項第三号「博物館資料に係わる電磁的記録を作成」）が追加された。

これらの意義と理念には強く賛同するが、学芸員の負担が増えることを危惧する。つまり、法改正によって「博物館の事業」の幅が広がる一方で、学芸員制度が変わらないということは、結果的に学芸員が行う調査・研究の比率が減る傾向が強まるのが危惧される。

⑥ 学芸員の種別の拡充～専門性の確保³⁰

学芸員が全ての業務を果たすことが求められている現状の改善が必要である。上記のような近年の法の要請に応えるため、博物館の活性化のために、学芸員の職分として以下のような専門性を認めることが必要である。博物館資料等履歴管理担当のレジストラー、保存・修復の担当専門のコンサヴァター、博物館が社会教育施設であるとき学校教育のみならず生涯教育のためにも博物館活用の促進や鑑賞教育の充実を図るために教育担当専門のエデュケーターあるいは解説員、科学系の博物館では科学者・技術者と一般の方々と繋げるサイエンス・コミュニケーター、学芸員やレジストラーとは差異化され、基幹博物館に常駐し地域ごとのアーカイブを整備するアーカイブ担当専門のアーキビストが必要で、また、博物館の管理部門を担うミュージアム・アドミニストレーターのような事務職員を養成する必要がある。

当座は、現況の予算の制限がある中では、博物館同士のネットワークをつくり、そのネットワークを利用してその内での専門的職能に関わる博物館機能の相互補完を図るしかない。しかし日本の博物館が国際規準に達するためには、そして何よりも日本と世

²⁹ 金山喜昭編『博物館とコレクション管理：ポスト・コロナ時代の資料の保管と活用』雄山閣 2022（第5章「博物館の収蔵資料の公開・活用」）

³⁰ 日本学術会議言語・文学委員会・哲学委員会・史学委員会・地域研究委員会合同アジア研究・対アジア関係に関する分科会第23期提言「新たな情報化時代の人文的アジア研究に向けて一対外発信の促進と持続可能な研究者養成」（2017年9月21日）においても「公共図書館、文書館、博物館に、専門的知識と高い学術的力量を備えた専門職員を配置する」と提言されている。

界の未来世代のためには、これらの専門的職能の博物館における確保が必須である。

⑦ 専門性、現場経験、チーム力の重視としての「専門学芸員」、「総合学芸員」

「2020年提言」(＜参考資料3＞)で「学芸員を研究職として認定する制度」を訴え「二種学芸員」と「一種学芸員」を献策した。この2種類の学芸員から構成される制度は、業務遂行上の専門性の観点に拠る区分に基づくもので、そこに上下関係はない。あくまでも博物館での現場経験と学芸員の高い専門性を重視し、チーム力を向上するという視座からの制度である。短期間で異動することなく博物館の現場勤務の長い経験がある人の重要性を強く認識するゆえである。他方、「2020年提言」が主張した、学部卒等を要件とする「二種学芸員」と、修士課程修了等を要件とする「一種学芸員」の二種類からなる新たな学芸員制度への転換に対し、現場の学芸員からは、上下関係の設定、現在の職場への上下関係の強要であり、それが現場の信頼関係の歪みを招くと反発する声が多く聞かれた。また第25期本分科会他主催のシンポジウム「今後の博物館制度を考える―博物館法改正を見据えて―」(2021年3月開催)や文化庁文化審議会博物館部会「法制度の在り方に関するワーキンググループ」で出された反対意見にも耳を傾けるべきだろう³¹。名称の響きから不要な誤解を招いた点を考慮し、「専門学芸員」(以前の「一種学芸員」)、「総合学芸員」(以前の「二種学芸員」)という名称を提案する³²とともに、新たな制度の目的や内容を継続して議論する場を設ける必要がある。

今後、今回の法改正を踏まえた登録基準の策定時に、学芸員の調査・研究に関わる能力と機会の維持・向上がなされるような方向づけを行いたい。議論を積み重ね³³、「学芸員を研究職として認定」し、学芸員による研究をも振興するための具体策のひとつとして、科研費の取得が可能となる範囲の拡大が必要である。研究活動を通じ専門性を高めるべく、特に「専門学芸員」に科研の研究者番号を付与すべきである。

但し、学芸員制度に関わる法律による抜本的な改正を待つだけではなく、省令、文化庁告示等によって専門技能を証明できる制度を構築すべきである。博物館に関する諸事業の実施を通じて、博物館の健全な発達を図り、社会教育の進展に資するとともに、我が国の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的として活動する機関、例えば公益財団法人日本博物館協会等が、学芸員の専門性に関わる認証を担保することによって、学芸員の専門性や現場経験を重視した仕組みづくりを実質的に導く体制を構築すべきである³⁴。

³¹ 金山喜昭氏はその理由として博物館のガバナンスの問題、大多数の中小館における現実的な問題、学芸員同士の心理的分断・階層化による信頼関係の歪み、社会教育機関であるという根本等を指摘する。「博物館の未来を考える」刊行会編『博物館の未来を考える』中央公論美術出版社2021, pp. 69-82.

³² 複数の専門分野の研修を積んだ患者の心身の状態・症状を全体的に診断する「総合医(総合診療医)」と特定医療領域の専門的な最新の医療知見や技術をもつ「専門医」を想定した区分である。

³³ 新しい議論として、例えば金山喜昭、「博物館法改正と学芸員養成の在り方について―全国大学博物館学講座協議会のアンケート結果の分析より―」、『全博協研究紀要』25、2023. 3, pp. 15-31は、従来の大学における資格認定制度に加えて、新しく「認定試験」を設け、その合格者に、従来の任用資格とは異なる、登録制度か免許状制度を導入することを提案する。

³⁴ その際には、記録事業における隣接分野での、例えば独立行政法人国立公文書館の「認証アーキビスト」制度、考古調査士資格認定機構の「考古調査士」制度、一般社団法人国宝修理装演師連盟の「修理技術者資格制度」等が参考となる。

＜参考資料 1＞我が国における博物館制度の沿革

登録博物館制度や学芸員資格等について規定した博物館法（以下「1951年博物館法」と称す）は1951年12月に制定され、1952年に施行された。博物館を社会教育施設として位置づけ、地方公共団体または公益法人が設置し、教育委員会の登録を受けたものを「博物館」とする制度であり、保護・助成に値する博物館の選別が登録制度によって成された。1955年7月には博物館法が改正され（「1955年改正博物館法」）、国立博物館をはじめその他の施設を「博物館相当施設」として指定することができる規定が追加された。

一方、「1951年博物館法」の制定の前年の1950年には文化財保護法が制定された。同法によって文化財保護行政を所掌する文化財保護委員会が文部省の外局として設置され、国立博物館（現・独立行政法人国立文化財機構の国立館）はその附属機関となった。

その後、国立博物館は、文化財保護法の設置根拠から外れ、独立行政法人国立科学博物館法、独立行政法人国立美術館法、独立行政法人国立文化財機構法で設置された。

1973年に「公立博物館の設置及び運営に関する基準」（1973年11月30日文部省告示第164号）が出された。自治体の規模による施設の面積、学芸員数を示すなど、博物館の設置上の目標を示された。

1993～2001年の第一次地方分権改革で「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」が1999～2000年に成立・施行、2006年からの第二次地方分権改革で「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関連法律の整備に関する法律」が2011年以降13回にわたり成立・施行された。中央集権的な行政のあり方を見直し、国から地方へ権限や財源の移譲を進め、地方・地域の自主性及び自立性を高める「地方分権」国策が進められた。地方自治法を中心に複数の法律が一度に改正された「地方分権一括法」である。様々な全国一律基準の撤廃が実現し、博物館制度のあり方もこの「地方分権」を基本とすることとなる。

1998年12月に「公立博物館の設置及び運営に関する基準」第十二条が改正され、基準の大綱化、弾力化を図るという見直しの方向のもとに、職員の数に関する第十二条が改められ、都道府県立に17人以上、市町村立に6人以上の学芸員、とする数値が撤廃され、「博物館には、学芸員を置き、博物館の規模及び活動状況に応じて学芸員の数を増加するように努めるものとする。」と変わった。

1973年の「公立博物館の設置及び運営に関する基準」が全面的に改訂され、2003年6月に「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」として以下のように出された。「大綱化・弾力化への対応」、「時代の変化に伴って生じた新たな役割への対応」（2003年度第10回全国博物館長会議資料）によるもの、とされている。

2003年6月に地方自治法（第二百四十四条）が一部改正され、従来は公共的団体に限定されていた公の施設の管理・運営の権限を、株式会社等の営利企業、財団法人、NPO法人などの民間事業者等の様々な指定管理者に委任することができる指定管理者制度が導入された。

「1955年改正博物館法」に規定される登録博物館制度や博物館相当施設、学芸員資格等の運用の実状及び同法に内在する構造的な不備等は、博物館の設置・運営形態が多様化する

中がかねてから認識され、例えば、文部科学省下に設置された「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」の報告書『新しい時代の博物館制度の在り方について』（2007年6月）や、同会議の第2次報告書『学芸員養成の充実方策について』（2009年2月）などで検討された。同報告書では、望ましい博物館像を人々と共有する「登録基準」、実質的な活動内容の審査、設置者要件の撤廃等といった博物館登録制度の見直しが提言された。

2006年の教育基本法の改正を受けて、2008年6月に社会教育法が、図書館法、博物館法と共に改正された（社会教育法等の一部を改正する法律）。社会教育行政は、「生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする」（第三条第二項）とされ、また「学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする」（第三条第三項）と明記された。

この2008年の「社会教育法等の一部を改正する法律」により、「1951年博物館法」、「1955年改正博物館法」から50年以上を経て博物館法が改正された（以下「2008年改正博物館法」と称す）が、上記のような登録博物館制度や学芸員資格等に関わる不備の抜本的な改正には至らなかった。つまり、博物館法と文化財保護法との不整合は継承され、独立行政法人国立科学博物館法、独立行政法人国立美術館法、独立行政法人国立文化財機構法で設置される国立館が「2008年博物館法」においても博物館の定義から除外されてきている状態は、実態に合わず、登録施設と非登録施設の格差も顕在化した。

「1951年博物館法」第八条の規定に基づくものとして、「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」（2011年12月20日文部科学省告示第165号）が発出された³⁵。地方分権政策が博物館制度の基本にあることがあらためて確認できる。

他方、2013年には「地方独立行政法人施行令」が改正された。これにより、「博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館」が「公共的な施設で政令で定めるものの設置及び管理を行うこと」（地方独立行政法人法第二十一条第六号）の中に含まれた。

以上を踏まえ、本分科会は2017年7月に提言『21世紀の博物館・美術館のあるべき姿—博物館法の改正へ向けて』を発出し（＜参考資料2＞）、(1)登録博物館と、国立館や首長部局館などの相当施設を、博物館法の改正による新たな登録制度へと一本化すること、(2)博物館の水準を向上させる新登録制度設計と研究機能の充実、そのための学芸員の科研費申請資格の付与、の2点について提言した。

2017年6月に文化芸術振興基本法が改正されて、文化芸術基本法と改称・制定された。文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他関連分野における施策を本法の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用しようとするものである。同法の下で、博物館の社会的役割はより重要なものと位置づけられた。

文化と産業・観光業等他分野が一体となって新たな価値を創出し、創出された価値が、文化芸術の保存・継承や新たな創造等に対して効果的に再投資されることにより、自立的・持続的に発展していくメカニズムを形成することを目的として、2017年12月に「文化経済戦

³⁵ https://www.mext.go.jp/a_menu/01_1/08052911/1282457.htm（閲覧日 2023年8月1日）

略」が策定された。その後2018年8月に「文化経済戦略アクションプラン」が策定され、文化経済戦略を着実に推進するための主要施策の内容や目標等を定められた³⁶。博物館が果たす役割は極めて大きいとする。

2018年6月には文化財保護法が「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案」（以下「2018年改正文化財保護法」と称す）により改正され、2019年4月1日に施行され、文化財の保存と活用のあり方が再整理された。地方分権を基本国策として、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進を要点とするものであり、都道府県による「文化財保存活用大綱」の策定や、市町村が作成する「文化財保存活用地域計画」の文化庁長官による認定等が制度化された。これとともに従来教育委員会の所管とされてきた地方公共団体における文化財保護事務を地方公共団体の長（首長）が担当できることとなった。

2018年10月には、文化芸術基本法を踏まえた文部科学省設置法の改正により、文部科学省と文化庁の組織改編が行なわれた。その結果、文部科学省内業務のうち博物館（すなわち「2008年改正博物館法」の所掌をふくむ）及び芸術教育が文化庁（具体的には、博物館に関する業務は新設の企画調整課博物館・独立行政法人連絡室、芸術教育に関する業務は新設の参事官（芸術文化担当）学校芸術教育室）に移管された。

「地方分権一括法」である2019年6月の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関連法律の整備に関する法律」により、博物館の所管を教育委員会から地方公共団体の長とすることが可能になった。

1950年の文化財保護法には既に第一条に保存と共に活用の概念が規定されていた。重要な対象を重点的に公的補助により保存する仕組みが強調されてきた。このような「保存」の趣旨が強かった文化財保護法から、2019年4月に文化財保護法が改正され、文化財を活用しながら保存する「保存と活用」への新たな視点が盛り込まれた。

2019年11月に文化庁の文化審議会に博物館部会が設置され、博物館の制度と運営に関する幅広い課題について検討を開始した。

2020年4月に文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（以下「2020年文化観光推進法」と称す）が制定され、文化の振興を観光の振興と地域の活性化につなげこれによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出することが目的とされた。文化施設がこれまで連携が進んでこなかった地域の観光関係事業者等と連携することが期待されている。

2020年8月には再び第24期の本分科会が提言『博物館法改正へ向けての更なる提言～2017年提言を踏まえて～』（＜参考資料3＞）を発出し、(1)登録博物館制度から認証博物館制度への転換、(2)学芸員資格制度の改革及び研究者としての学芸員の社会的認知の向上、(3)博物館の運営改善と機能強化、の3点に関して提言した。

これまでの文化審議会博物館部会における議論を踏まえ、博物館法制度のあり方について具体的な検討を集中的に行うため、2021年2月に博物館部会の下に「法制度の在り方に関

³⁶ https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/bunka_keizai/index.html（閲覧日2023年8月16日）

するワーキンググループ」(＜参考資料4＞)が設置された。

2021年3月に第25期本分科会他が主催しシンポジウム「今後の博物館制度を考える―博物館法改正を見据えて―」が開催され、報告者は勿論、全国から850人程の学芸員等博物館関係者の参画を得て、博物館と学芸員のあり方に関わる非常に活発な報告、議論がなされた。

2021年4月に文化財保護法(文化財保護法の一部を改正する法律案)が改正され³⁷、無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度が新設され、「地方登録制度」が創設された。

以上の経緯を経て、博物館法が改正へと向かった。

(以上は、2023年3月24日開催の第7回分科会でまとめた。)

³⁷ https://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/detail/mext_00010.html (閲覧日 2023年8月16日)

＜参考資料2＞第23期本分科会、提言『21世紀の博物館・美術館のあるべき姿—博物館法の改正へ向けて』、2017年7月発出

本分科会は2017年7月に提言『21世紀の博物館・美術館のあるべき姿—博物館法の改正へ向けて』を発出し、(1)登録博物館と、国立館や首長部局館などの博物館相当施設を、博物館法の改正による新たな登録制度へと一本化すること、(2)博物館の水準を向上させる新登録制度設計と研究機能の充実、そのための学芸員の科研費申請資格の付与、の2点について提言した。

(1)「1951年博物館法」から継続された現行の「2008年改正博物館法」の登録制度を抜本的に見直す法律改正を行ない、現行法の登録博物館と博物館相当施設を合わせて「博物館」とする新たな包括的な登録制度を導入すべきである。この新たな登録制度においては、現行の「博物館相当施設」は、国立館を含め、設置主体にかかわらず、登録申請資格を認められるものとすべきである。そして、すべての博物館を「博物館」として一体的に扱う新博物館法のもとで、文化財保護法など関係法律間の整合を図りつつ、国立館には、博物館全体の水準の維持向上に貢献すべく指導的な役割を果たせるような法的位置づけを与えるべきである。

(2)新登録制度は、「博物館として必要な条件を備えた博物館の設置を振興する制度」とすることを理念とすべきである（「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」報告書）。そして、多様な博物館の現状に鑑み、イギリスの認定制度も参考にし、国立館も含めた我が国のすべての博物館の自主的な運営改善を促し、博物館の水準の向上に資する制度設計すべきである。

また、博物館の水準の維持向上という文脈の中で、第四条を改正して学芸員の職務内容を見直し、業務の調査研究以外に、「人類文化の未来に貢献する独創的な研究」（2017年提言）にも従事して博物館を通じて地域の活性化に貢献できることとし、一定水準以上の研究能力が認められる博物館には、研究機関指定の基準を柔軟化するとともに、特に博物館の研究費予算措置などの対象となるようにするべきである。

＜参考資料3＞第24期本分科会、提言『博物館法改正へ向けての更なる提言～2017年提言を踏まえて～』、2020年8月発出

2020年8月には再び本分科会は、提言『博物館法改正へ向けての更なる提言～2017年提言を踏まえて～』を発出した。

分科会では、(1)登録博物館制度から認証博物館制度への転換、(2)学芸員資格制度の改革及び研究者としての学芸員の社会的認知の向上、(3)博物館の運営改善と機能強化、の3点を審議し以下の5点を提言した。

(1) 登録博物館制度から認証博物館制度への転換

現状との乖離が著しい登録博物館制度から、日本の博物館全体の機能強化とレベルアップのための新しい認証博物館制度への転換を提言する。

(2) 認証博物館制度の認証基準策定、検証、評価等を担う第三者機関の設置

認証博物館を一級、二級に区分した新たな認証博物館制度を構築する。

その認証は、小規模博物館の運営改善と学芸員の水準向上のための支援を含むためにも、イギリスの事例を参照しつつ、博物館の制度や運営の実態に精通した第三者的な協会等を実施主体とすべきである。

(3) 学芸員制度の改正による学芸員の区分の設定

大学が設置する学芸員養成課程により支えられている現在の学芸員資格制度は、資格保有者だけを増加させているのが現状である。学芸員の専門能力の養成・向上という課題の解決に向けて、学部学生向けの学芸員養成課程を維持しつつ、大学院生向けの養成課程・講座の設置及びリカレント教育等、学芸員のスキルアップを図る制度の拡充が望ましい。そのために、学部卒により取得できる「二種学芸員」と、修士課程修了等を要件とする「一種学芸員」の2種類からなる新たな学芸員制度を提案する。

(4) 学芸員による独創的な研究をも可能とする新制度設計

学芸員による業務から離れた自由な研究活動の意義も認め、独創的な研究をも可能にする研究環境の基盤整備を講ずるべきである。

(5) 文化省（仮称）の創設による博物館の運営改善と機能強化の実現

ICOM京都大会（2019年）において大会決議として採択された「文化的ハブ」としての博物館の機能強化の促進や「アジア地域のICOMコミュニティへの融合」の実現、更には自然災害等からの文化財保護のための国際的ネットワーク構築、博物館が行政や地方社会と協働する仕組みの導入のために、文化庁が文化省（仮称）に拡充改編され、つまり博物館の運営改善と機能強化を支援する国家的な文化政策を立てるために文化庁が文化省（仮称）に拡充改編され機能強化されることが望ましい。

以上が、博物館の基本的なあり方を規定する博物館法の改正を進め、多様化が進む博物館の現状との乖離を解消するための提言である。特に文化庁において国立博物館を所管している企画調整課を中心として、文化審議会博物館部会において検討されることを期待して発出した。

＜参考資料4＞文化庁文化審議会博物館部会「法制度の在り方に関するワーキンググループ」、2021年2月設置

博物館を取り巻く環境と社会からの要請が変化する中で、「登録」制度をはじめとする博物館法を改正する必要性が各所で指摘されているなか、これまでの文化審議会博物館部会における議論を踏まえ、博物館法制度のあり方について具体的な検討を集中的に行うため、博物館部会の下に「法制度の在り方に関するワーキンググループ」が設置された。

審議の結果、これからの博物館に求められる役割として以下の5つの方向性が見出された(同ワーキンググループの「博物館法制度の今後の在り方について(審議のまとめ)」(2021年12月6日)から引用)。

①資料の保護と文化の保存・継承(「守り、受け継ぐ」)

博物館は、自然と人類に関する有形・無形の遺産を、関連する事項を含めて地域や社会から資料として収集し、損失のリスクから確実に守るとともに、調査研究によって資料の価値を高め、未来へ継承する。

②資料の展示、情報の発信と文化の共有(「わかち合う」)

博物館は、資料を系統的に展示し、デジタル化し、来場者のみならず広く情報を発信することにより、共感と共通理解を醸成するなど人びとと文化を共有する。

③多世代への学びの提供(「育む」)

博物館は、生涯学習・社会教育の拠点として、多世代の人びとへの学びの機会を提供し、現在と未来に生きる世代を育む。

④社会や地域の課題への対応(「つなぐ、向き合う」)

博物館は、幅広い文化芸術活動をはじめ、まちづくりや福祉、国際交流、観光、産業、環境などの関連団体、関係者とともに、社会や地域における様々な課題に向き合い、解決に取り組むことにより、持続可能な地球環境の維持、創造的で活力ある地域社会づくり、人びとの健康で心豊かな生活に貢献する。

⑤専門的人材の確保、持続可能な活動と経営の改善向上(「営む」)

博物館は、博物館を取り巻く幅広い業務に従事する様々な専門的人材を確保するとともに、物的、財源的な基盤を確保し、安定した経営を行うことによって持続して公益の増進を図る。また、使命の達成をめざし、評価・検証することにより、その活動と経営を改善し、価値を最大化させる。

＜参考資料5＞文化庁文化審議会博物館部会とその「法制度の在り方に関するワーキンググループ」における審議及び答申『博物館法制度の今後の在り方について』（文化審議会 2021年12月20日）

2018年に文部科学省設置法が改正され、従来は文部科学省が所管していた博物館に関する事務を、京都移転に向けて機能強化した新たな文化庁が一括して所管することとなった³⁸。

2019年11月に文化庁の文化審議会に博物館部会が設置され、博物館のあり方について論議が開始された。

2021年2月にその博物館部会の下に「法制度の在り方に関するワーキンググループ」が設置され、博物館法制度のあり方に関して11回にわたって具体的な検討が集中的に行われた。その間、2021年5月にはワーキンググループ中間報告、7月には博物館部会において審議経過報告が行われた。

2021年8月に文部科学大臣から文化審議会に対して「これからの時代にふさわしい博物館制度の在り方について」の諮問がなされ、これからの時代に求められる博物館の役割や経営と活動の改善・向上を促進するという観点から、博物館登録制度のあり方を中心に審議することが求められた。文化審議会としては、この諮問を受けてこれまでの議論を、答申『博物館法制度の今後の在り方について』（2021年12月20日 文化審議会）（以下、『答申』と称す）として以下のように取りまとめた。

（1）博物館法制度の現状と課題

2021年は1951年に博物館法が制定されてから70年が経過している。その間に、1951年時点では約200館であった博物館の数は、2018年には約5,700館へと約70年間で30倍に増加した。年間の入場者数は約3億人にのぼる。また会社立、更には2013年には地方独立行政法人立など、当初よりも設置形態が多様化している。

（2）これからの時代にふさわしい博物館のあり方

上記のような博物館法制度の現状と課題を踏まえて、これからの時代にふさわしい博物館のあり方は以下である。

1951年の博物館法制定時からの博物館の3つの基本的な使命である、資料の①収集・保管、②展示・教育、③調査・研究は、現在においても国際博物館会議（International Council Of Museums, ICOM）など国際的に共有されているものであり、引き続き維持する必要がある。

一方で、現代では、博物館に求められる役割・機能は多様化・高度化している。文化芸術基本法が定めるような、文化施設としての役割の明確化、まちづくり・国際交流、観光・産業、福祉等の関連機関との連携が求められている。また、文化財保護法が定めるような、文化財をまちづくりに活かすなどによる地域文化財の計画的な保存・活用の促進を図る機関としての役割が求められている。さらに、文化観光推進法が定めるような、博物館の文化観光拠点としての役割が求められている。

³⁸ 以下、その文化庁文化審議会博物館部会とその「法制度の在り方に関するワーキンググループ」における審議と答申『博物館法制度の今後の在り方について』（2021年12月20日文化審議会）に関して、その答申から適宜引用する。

したがって今後、博物館に必要とされる役割・機能は、まさに ICOM 京都大会で提唱された「文化をつなぐミュージアム」(Museum as Cultural Hubs) としての地域のまちづくりや産業活性化、社会包摂、人口減少・過疎化・高齢化、地球温暖化やSDGsなどの社会的・地域的課題と向き合うための場であることが求められる。また、実物(もの)に触れる感動など、文化芸術や自然科学の気付きや発見の共有の場であることが求められる。デジタル技術等を活用した新しい鑑賞・体験モデルの構築も必要とされる。

以上から、これからの博物館に求められる役割・機能として、以下の5つの方向性が考えられる。「守り、受け継ぐ」(資料の収集・保管と文化の継承)、「わかち合う」(資料の展示、情報の発信と文化の共有)、「育む」(多世代への学びの提供)、「つなぐ、向き合う」(社会や地域の課題(まちづくり・観光・福祉等)への対応)、「営む」(専門的人材の確保、持続可能な活動と経営の改善向上)である。

(3) 新しい博物館登録制度の方向性

理念と目的は以下である。「底上げ」(規模の大小に関わらず、要件を満たす各地域の博物館を広く振興し、その活動と経営を改善・向上する)と、「盛り立て」(予算措置を含む総合的な施策の推進により、創意工夫や新たなチャレンジを支援する)である。これにより、博物館とその資料について、国民にとってより身近でより必要なものとしての価値が向上し、その価値に対して更なる支援・投資がなされ、経営基盤が充実されてゆくという好循環を形成することも目的とする。

新しい博物館登録制度の見直しの方向性は以下である。

「設置主体」に関しては、現在は地方公共団体、一般社団法人、一般財団法人、宗教法人等に限定されている登録博物館の設置者の法人類型による限定を見直し、設置主体を拡大する。新たに対象とする民間の法人は一定の公益性を担保する。

「審査基準」に関しては、現行の外形的基準に加えて、博物館としての活動も考慮する。

「審査主体・プロセス」に関しては、引き続き都道府県等の教育委員会が審査を行う。但し、その際に、専門家の意見を聴取する。

「継続的に活動と経営の改善向上を図る仕組み」として、定期的な報告等による水準の維持・向上を図る。また新制度移行に当たって、5年程度の移行措置期間の中で再度審査を行う。

「博物館による他館や関係機関との連携の促進」に関しては、博物館同士が資料や職員の交流をはじめとした連携を行うネットワークを形成することを促進する。また、地域の関係機関との連携による社会的・地域的課題(まちづくり・観光・福祉等)等への対応を促進する。

「新制度と連動した総合的な博物館振興策の推進」に関しては、予算や税制などインセンティブをできる限り拡大する。

その他の措置すべき事項と今後の課題は以下である。

国立の博物館を含む、全ての博物館の振興のための枠組み等の制度整備についても今後検討する。

学芸員制度は中長期的な課題として引き続き検討する。

保存・修理等の館種に応じた様々な専門的職員の養成・資質向上のための規定の整備、現職研修等の一層の充実を図る。

以上の『答申』は、2021年12月に文化庁文化審議会より文化庁長官に手交された。

＜参考資料6＞2022年4月「博物館法の一部を改正する法律案」（「2022年改正博物館法」）

『答申』の内容を踏まえた「博物館法の一部を改正する法律案」が2022年2月22日に閣議決定され、同日に閣議提出法律案（閣法番号第31号）として第208回国会に提出された³⁹。

提出理由は「博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、博物館の登録の要件等の見直し、博物館の設置者に対する都道府県教育委員会の勧告及び命令等の制度の創設、学芸員補の資格の要件の見直し等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。」とある⁴⁰。

このように博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、博物館登録制度の見直し等を行おうとする本法律案の主な内容は次のとおりである。

- (1) 博物館法の目的に、文化芸術基本法の本質に基づくことを追加する。
- (2) 博物館が行う事業に、博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること並びに学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うことを追加する。
- (3) 博物館は、他の博物館等との間において、資料の相互貸借等を通じ、相互に連携を図りながら協力するよう努めるとともに、地方公共団体等の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力し、地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光その他の活動の推進を図り、もって地域の活力の向上に寄与するよう努めるものとする。
- (4) 登録の申請に係る博物館の設置者は次のいずれかに該当すること、つまり（1）地方公共団体又は地方独立行政法人、（2）博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること及び博物館の運営を担当する役員が必要な知識又は経験を有すること等の要件に該当する法人（国及び独立行政法人を除く。）、とされた（第十三条第一項第一号関係）。同時に、登録の申請に係る博物館は、博物館資料の収集、保管及び展示並びに調査研究を行う体制等が、都道府県又は指定都市の教育委員会（以下「都道府県等教育委員会」という。）の定める基準に適合するもの等であることとする。

つまり「1951年博物館法」以来、美術館や動物園、水族館等を含む全国の博物館施設のうち、博物館法に登録できるのは自治体や一般社団法人、一般財団法人、宗教法人等が設置した施設のみであったが、「2022年改正博物館法」では、国と独立行政法人を除く、全法人が設置した施設を登録できるようになった。「1951年博物館法」に基づく登録博物館は2018年時点で全国約5,700館のうち2割程度にとどまっている現状であるとき、法改正により設置主体を拡大し、登録を促し制度の活性化を図る意図がある。

³⁹ https://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/detail/mext_00022.html

⁴⁰ https://www.clb.go.jp/recent-laws/diet_bill/detail/id=4074

- (5) 都道府県等教育委員会は、登録を行うときは、あらかじめ、博物館に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこととする。
- (6) 登録された博物館の設置者は、当該博物館の運営の状況について、定期的に、都道府県等教育委員会に報告しなければならないこととするとともに、都道府県等教育委員会は、登録された博物館の適正な運営を確保するために必要がある場合等において、当該博物館の設置者に対し、報告徴収、勧告等を行うことができることとする。
- (7) 学芸員補の資格要件を、短期大学士等の学位を有する者で博物館に関する所定の科目の単位を修得したもの等とするとともに、文部科学大臣及び都道府県の教育委員会による研修の対象に、学芸員及び学芸員補以外の者を含めることとする。

先議院は衆議院で、衆議院の文部科学委員会に3月15日に付託され、3月23日に「可決」と議決された（議事録⁴¹）。附帯決議も表明された。国は今回の法改正の狙いを、「博物館に求められる役割や機能が多様化・高度化していること」や「企業立のミュージアムの増加」などを踏まえ「登録博物館の要件が時代にそぐわなくなっている」と説明した。衆議院本会で3月24日に採決態様「多数」、採決方法「起立」で、「可決」と議決された。

衆議院から参議院へは3月24日に提出/受領された。参議院の文教科学委員会に4月4日に付託され、4月7日が「可決」と議決された（議事録⁴²）。附帯決議も表明された。参議院本会で4月8日に採決態様「多数」、採決方法「起立」で、「可決」と議決された。

以上の結果、「2022年改正博物館法」は2022年4月15日に公布された。2023年4月1日から施行されている。

⁴¹ https://www.shugiin.go.jp/Internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/009620820220323004.htm（閲覧日 2023年8月16日）

⁴² <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120815104X00520220407>（閲覧日 2023年8月16日）

＜参考資料7＞博物館・美術館等の組織運営に関する分科会審議経過

- ・2021年2月1日、博物館・美術館等の組織運営に関する分科会、第1回会合
芳賀満委員から委員会のこれまでの活動についての説明がなされた。
小佐野重利前委員長から第24期からの申し送り事項として「博物館と観光」、「学芸員の質保証」「文化財活用における美術館・博物館の機能」の三点が示された。
第25期の活動方針について提言を今期に発出するため、2021年度末に完成させることを目標とし、具体的内容は今後の会合において詰めることとなった。
- ・2021年3月24日、博物館・美術館等の組織運営に関する分科会、第2回会合
渡辺晋輔委員（独立行政法人国立新美術館学芸課主任研究員・国立西洋美術館主任研究員）より報告「2020年提言を踏まえた国立西洋美術館の課題の説明」がなされた。報告後、委員との間で活発な質疑が行われた。
瀬谷愛委員（東京国立博物館保存修復室・室長）より報告「2020年提言と歴史・美術博物館の課題」がなされた。報告後、委員との間で活発な質疑が行われた。
- ・2021年7月12日、博物館・美術館等の組織運営に関する分科会、第3回会合
芳賀満委員と木俣元一委員より、本分科会が2021年3月2日に主催したシンポジウム「今後の博物館制度を考える～博物館法改正を見据えて～」の総括がなされた。
小佐野重利委員、芳賀委員より文化庁文化審議会博物館部会の「法制度の在り方に関するワーキンググループ」にオブザーバー出席した際の報告があった。
池上裕子委員（神戸大学大学院国際文化学系研究科・教授）より報告「これからの博物館・美術館とアーカイブの構築について」がなされた。報告後、委員との間で活発な質疑が行われた。
來田享子委員（中京大学スポーツ科学部・教授）より報告「スポーツ系博物館の現状から考える組織運営の課題-第24期提言に沿って」がなされた。報告後、委員との間で活発な質疑が行われた。
- ・2021年9月29日、博物館・美術館等の組織運営に関する分科会、第4回会合
博物館を所管し博物館法の改正を担当する文化庁企画調整課の課長補佐稲畑航平氏を参考人として招致し、報告「博物館法制度の今後のあり方について」として博物館法改正に向けた現在の文化庁の動きを整理して報告してもらい、その後、委員との質疑応答を行った。
上記報告を受けて法改正また博物館制度のあり方に関して本分科会が今後行うべき検討事項を議論し整理した。
- ・2021年12月7日、博物館・美術館等の組織運営に関する分科会、第5回会合
国立西洋美術館学芸課情報資料室長川口雅子氏を参考人として招致し、報告「博物館収蔵品に関する記録管理と近年の来歴研究の興隆」を受けた。報告後、各館が適切な資料台帳を揃えるための方策や、館全体としてレジストラ機能を備えるための施策、収蔵品管理と財産管理との紐付けの必要性について意見交換が行われた。また、大学の学芸員資格取得課程において収蔵品情報の管理を的確に教えていく必要性が指摘された。
橋本佳延委員（兵庫県立人と自然の博物館 主任研究員）から報告「人と自然の博物館の組織・博物館運営体制について」がなされた。報告後、人と自然の博物館における中期目標・指標に関する進捗確認の仕組みについて意見交換がなされた。同館の先進的な進

抄確認の仕組みや、受託研究を積極的に行っている点は、他館でも参考になる点が確認された。

上記報告を踏まえて、博物館法の改正、今後の博物館制度のあり方について、次回以降の分科会で議論すべきテーマ候補が検討された。

- ・2022年 3月14日、博物館・美術館等の組織運営に関する分科会、第6回会合
昨2021年12月に文化庁の文化審議会博物館部会が発出した答申「博物館法制度の今後の在り方について」を踏まえて、国会に博物館法の一部を改正する法律案が提出されているこの時期に、再び文化庁企画調整課課長補佐稲畑航平氏を参考人として招致して、「博物館法の一部を改正する法律案について」と題して博物館法改正に向けた様々な状況や動きを報告して頂いた。その後、本部会委員との質疑応答を行った。その結果、本分科会が2020年8月に発出した提言「博物館法改正へ向けての更なる提言～2017年提言を踏まえて～」のうちのどの要素や考え方が改正法案に反映され、また何が反映されないのかが明確となった。
これを受けて、本分科会としての法改正に対しての意見を今後まとめて意志表出をすることが合意された。

- ・2023年 3月24日、博物館・美術館等の組織運営に関する分科会、第7回会合
本分科会として見解案「2022年改正博物館法を受けて今後の博物館制度のあり方について」（仮称）を準備する上で、日本学術会議の第一部役員会ならびに科学的助言等対応委員会より出された意見や助言、情報を考慮しながら、見解案をどのように改稿すべきかを注意深く検討した。
今後の分科会の活動について、本分科会から見解を発出する可能性を見据えて、見解のテーマに沿ったシンポジウムの開催を目指すこととした。